

事 務 連 絡  
令和2年7月2日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局  
首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）

タクシー事業者が救援事業等で行う処方箋に基づく  
薬剤の受け取り代行について

標記について、別添のとおり自動車交通部旅客課長より通知があったので了知願います。

事務連絡  
令和2年7月2日

管内各運輸支局  
首席運輸企画専門官（輸送・監査担当） 殿

自動車交通部 旅客課長

タクシー事業者が救援事業等で行う処方箋に基づく  
薬剤の受け取り代行について

標記について、別添のとおり自動車局旅客課から事務連絡があったので了知されるとともに、関係者に周知されたい。

事務連絡  
令和2年6月30日

各地方運輸局自動車交通部 御中  
沖縄総合事務局運輸部 御中

自動車局旅客課

### タクシー事業者が救援事業等で行う処方箋に基づく薬剤の受け取り代行について

新型コロナウイルス感染症の影響により、持病のある人が外出せずに治療薬を受け取れるようなサービス等のニーズが高まっており、タクシー運転者が利用者から処方箋を受け取り、利用者に替わって薬局を訪問し、処方箋に基づく薬剤の受け取りを代行するようなサービスが登場している。

そのようなサービスについても、「タクシー事業者が行う救援事業等について」(国土交通省自動車局旅客課長平成31年3月28日)に沿って行われる場合には、実施しても差し支えない。

その場合、タクシー運転者は、薬剤師が患者又はその看護者に対しオンライン等で服薬指導を行う(患者でも看護者でもないドライバーが服薬指導をかわって受けることは認められない)必要があることに留意するほか、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡令和2年4月10日)を参照し適切に対応する必要がある。

今後、タクシー事業者が行う処方箋に基づく薬剤の受け取り代行に関する問い合わせ・相談を受ける際には、この点も十分に留意のうえ、適切に対応されたい。

なお、本取り扱いについては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会及び一般社団法人全国個人タクシー協会あて、別添のとおり通知したので申し添える。